

第4編

手術料

公益財団法人 労災保険情報センター

四肢加算 1.5倍

鎖骨・肩甲骨・股関節含む

2.0倍

手及び手の指
(手関節含む)

創傷処理
皮膚切開術
デブリードマン
筋骨格系・四肢・体幹の手術
神経の手術
血管の手術

ポイント①
**形成の手術
は対象外！**

● ● ●
手の指に係る ● ● ● ● ● ●
[創傷処理(達しないもの)
骨折非観血的整復術
**労災独自の点数で算定のため
対象外！**

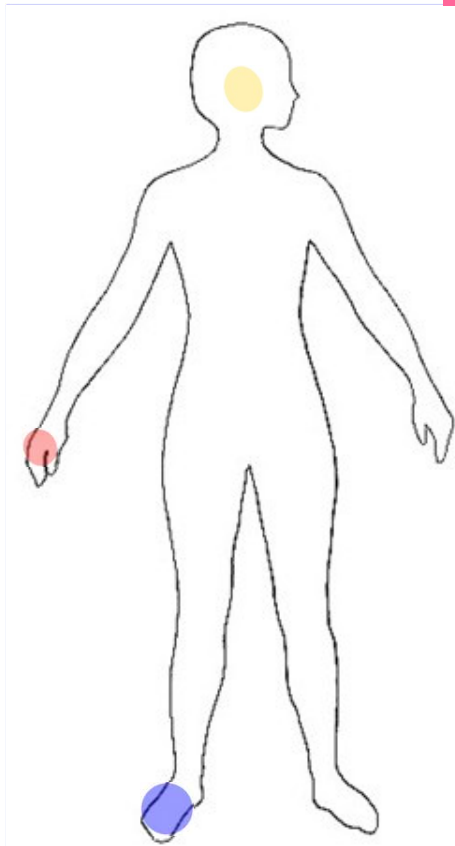
例題

K000 創傷処理(達しないもの)4cm
を行った場合

①右足背 ②右手背 ③顔面

労 災

健 保



① 右足背

四肢加算

530点×1.5 = 795点

② 右手背

四肢加算

530点×2.0 = 1,060点

③ 顔面

530点

530点

530点

530点

四肢加算

ポイント

四肢加算の対象ではないもの

通則の加算

通則 1 2（時間外等の加算）
は四肢加算の対象！

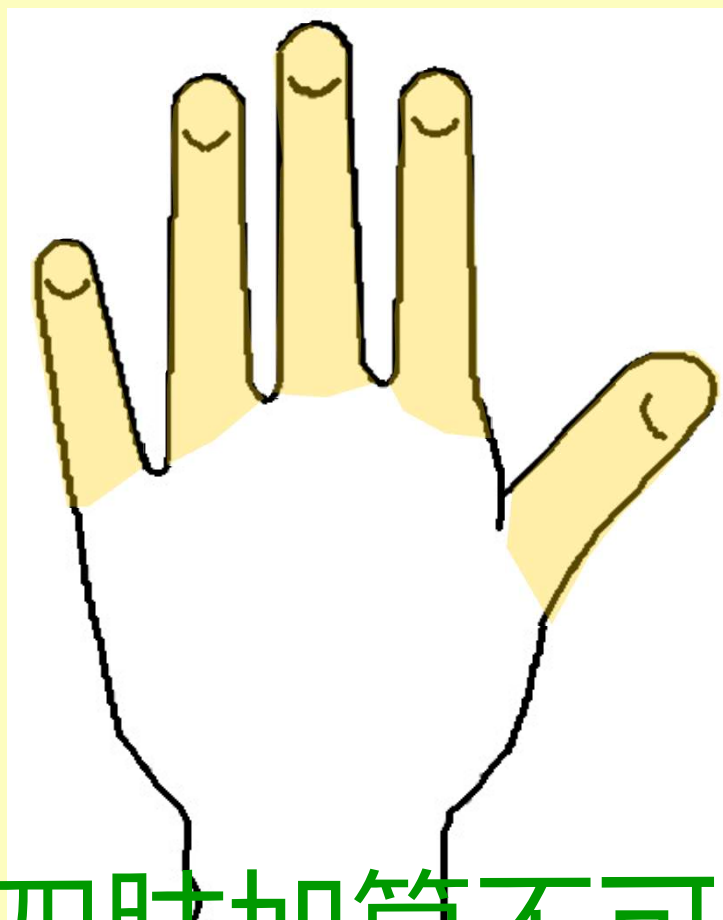
医療機器等加算

特定保険医療材料料

薬剤料・輸血料・麻酔料

手の指に係る創傷処理

筋肉・臓器に達しないもの



四肢加算不可！

労災独自の点数

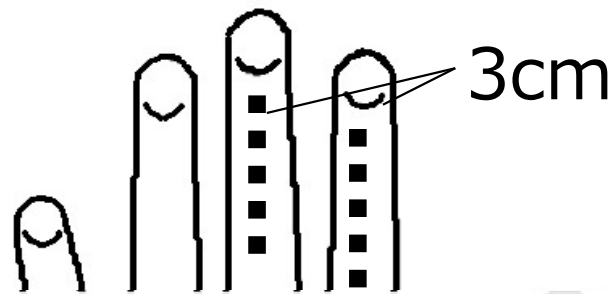
指1本	1,060点
指2本	1,590点
指3本	2,120点
指4本	2,650点
指5本	2,650点

① 手の第2指、第3指の挫創に対し
創傷処理(筋肉・臓器に達しないもの) 3 cm、
デブリードマンを各々行った場合

① 達しないもの



労災独自の点数



創傷処理(達しないもの)指2本 1,590点

デブリードマン加算
100点

× 四肢加算
2.0 = 200点

合 計

1,790点

③ 足の第2趾、第3趾の挫創に対し
創傷処理(筋肉・臓器に達しないもの) 3 cm、
デブリードマンを各々行った場合

③ 足の指
(達しないもの)

(四肢加算)

➡ 健保点数の1.5倍

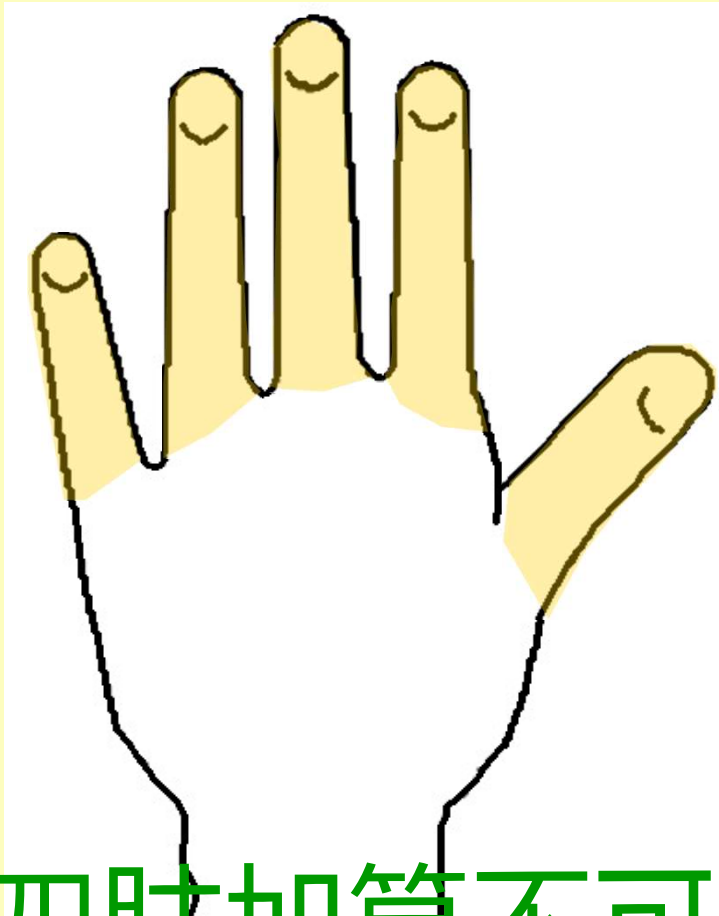


デブリードマン
加算

四肢加算

$$\begin{aligned} & (\text{950点} + \text{100点}) \times 1.5 \\ & = 1,575\text{点} \end{aligned}$$

手の指に係る骨折非観血的整復術



四肢加算不可！

労災独自の点数

指 1 本	2, 8 8 0 点
指 2 本	4, 3 2 0 点
指 3 本	5, 7 6 0 点
指 4 本	7, 2 0 0 点
指 5 本	7, 2 0 0 点

算定例 7

テキスト172頁

左手指に次の手術を行った場合

第1指 K044 骨折非観血的整復術

第2指 K000 創傷処理(達しないもの) 3 cm

労災



通則14 (4)-ア

骨折非観血的整復術

(指1本) 2,880点

創傷処理(達しないもの)

(指1本) 1,060点

合 計

3,940点

健保



通則14 (4)-イ

1,440点

~~530点~~

合 計 1,440点

手指の機能回復指導加算

手関節以下

190点（1回限り）

創傷処理

皮膚切開術

デブリードマン

筋骨格系・四肢・体幹の手術

ポイント①

時間外等の加算

四肢加算

・・・算定不可

神経の手術
血管の手術
形成の手術

・・・対象外！

術中透視装置使用加算

220点

	対象部位	対象手術
ア	大腿骨、下腿骨、 上腕骨、前腕骨、 手根骨、中手骨、 手の種子骨、指骨、 足根骨、膝蓋骨、 足趾骨、中足骨、鎖骨	骨折観血の手術 骨折経皮的鋼線刺入固定術 骨折非観血の整復術 関節脱臼非観血の整復術 関節内骨折観血の手術
イ	脊椎	経皮的椎体形成術 脊椎固定術、椎弓切除術、 椎弓形成術

術中透視装置使用加算

220点

	対象部位	対象手術
ウ	骨盤	骨盤骨折非観血的整復術 腸骨翼骨折観血的手術 寛骨臼骨折観血的手術 骨盤骨折観血的手術 (腸骨翼骨折観血的手術及び 寛骨臼骨折観血的手術を除く)

ポイント①

四肢加算 算定不可

術中透視装置使用加算

220点

ポイント①

四肢加算 算定不可

ポイント②

- ① 手根骨、中手骨、手の種子骨及び指骨（以下「手」という） 又は 足根骨、足趾骨及び中足骨（以下「足」という） について、複数の手術を同時に行い、術中透視装置を使用した場合、併せて1回の算定
- ② 右手、左手 又は 右足、左足にそれぞれ手術を行い、術中透視装置をそれぞれの手 又は 足に使用した場合、それぞれ1回まで算定